2019年(令和元年)12月16日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会 会 長 安 冨 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について(答申)

2019年(令和元年)9月24日付けで諮問された,「2019年7月22日 藤 沢市情報公開審査会諮問85号ロ頭意見陳述記録」の行政文書公開請求に対する公 開一部承諾決定の件について,次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「2019年7月22日 藤沢市情報公開審査会諮問85号口頭意見陳述記録」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長(以下「実施機関」という。)が2019年 (令和元年)9月11日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については、条例第6条第3号に該当するとして非公開とした審査会委員及び実施機関職員の発言内容について、非公開とする理由を条例第6条第1号に該当するためとした上で、別表に掲げる部分は公開すべきである。

2 事実

- (1) 審査請求人は,2019年(令和元年)9月2日付けで,実施機関に対し, 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。) 第10条の規定により,「2019年7月22日 藤沢市情報公開審査会諮問 85号口頭意見陳述記録」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。) を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同月11日付けで、行政文書公開一部承諾 決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、行政文書公開一部承諾決定通 知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分の内容及びその理由〉

(部分)審査請求人及び補佐人の氏名

(理由) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから条例第

- 6条第1号に該当するため。
- (部分) 審査請求人及び補佐人の発言内容
- (理由)個人のこれまでの経歴等に基づく主張が記録として記載されており、これらは本人の人格と密接に結び付くもので、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人が識別され得るものであるとともに、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当するため。
- (部分)審査会委員の発言内容(公開部分を除く)
- (理由) 口頭意見陳述の場で発せられた率直な質疑や意見の交換が記録として 記載されており、これらを公開することにより、今後の審査会において、 外部からの干渉等によって円滑な審議が妨げられ、意思決定の中立性が 損なわれるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当するため。
- (部分) 実施機関職員の発言内容
- (理由) 口頭意見陳述の場において実施機関職員から発せられた発言は、条例 第22条第4項に規定された審査会の調査権限に基づく質疑に対する応 答であることから、条例第6条第3号に該当するため。
- (3) 審査請求人は、同月17日付けで、実施機関に対し、本件処分を取消し又は変更し、「審査請求人及び補佐人の氏名」を除く全部分を公開するよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同月24日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」 という。)に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について 諮問した。
- 3 審査請求人の主張要旨
- (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は,「審査請求人及び補佐人の氏名を除く全部分の開 示を求める」というものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書,意見書及び口頭意見陳述によると,本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 2019年8月26日付け答申第85号が公表されている。何人にも答申 結果に至る審議経過を知る権利があり、処分庁には説明責務がある。処分庁 の条例第6条第1号,第3号該当として公開拒否処分に近い一部公開処分は、 不当である。条例第1条に「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推 進する上において、市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」の目的を実施機関(特に、情報公開事務担当の市民自治部及び審査請求事務担当の総務部)は理解しているとは言えない。審査庁は情報公開審査会に諮問すべきではなく、処分庁は原処分を取消し、「審査請求人及び補佐人の氏名」のみを非開示にした行政文書公開一部承諾決定処分すべきである。

非公開に係る理由の記載については、条例第12条第1項が、「この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」としている。行政文書公開一部承諾決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を審査請求人に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。本件処分においては、審査請求人から見て、具体的にどの部分が条例第6条第1号又は第3号に該当するかを知ることが困難なものといわざるを得ず、理由付記として違法不当である。

イ 実施機関は、非公開理由説明書において、「なお、答申には、公表を前提として、当該事案の審査請求人の主張を要約したものが記載されているのであって、本件請求に係る文書は、当該事案の審査請求人が口頭意見陳述の場で発した意見が全文筆記の形で記録されており、その性質を異にするものであることを申し添える。」とするが、「性質が異なる」ことにより非開示にすることは不当である。何人も行政文書の公開請求でき、その公開決定処分は何人にも共通である。諮問第85号に係る審査請求人は、行政不服審査法第1条「行政の適正な運営を確保すること」を求める市民の代理であるから、何人にも答申に係る審議経過を知る権利がある。審査請求人及び補佐人の発言内容、審査会委員の発言内容及び実施機関職員の発言内容は職務発言とみなすことができ、答申が出たあとでは、条例第6条3号には該当しない。

さらに「公開した文書において、審査請求人及び補佐人の氏名が記載された箇所並びに各発言の発言者は一見して理解できる形で公開を行っている。」とするが、各発言の発言者を理解することは情報公開上無意味であり、必要なのはその発言内容である。その発言内容については、事実情報と意見情報

が含まれると思料する。少なくとも事実情報は開示すべきである。

ウ 処分庁が審査請求人及び補佐人の発言内容については,条例第6条第1号該 当とするが,少なくとも条例第14条(第三者に対する意見書提出の機会の付 与等)に基づき意見書を求め,公開に反対する旨の意見が表明されない場合に は、実施機関が公開の原則を無視し、非開示にする処分は不当である。

さらに、審査会委員の発言内容(公開部分を除く)及び実施機関職員の発言 内容については、職務遂行上の情報であり、これらを公にしても、各委員や職 員が発言した内容により論破され、責任を問われるおそれはなく、条例第6条 第3号該当するとは言えない。その発言内容については、事実情報と意見情報 が含まれると思われるので、少なくとも事実情報は開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると,実施機関の主張は,次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

ア 個人に関する情報を非公開情報とする条例第6条第1号は、基本的人権の一つである個人の尊厳を守るものであり、一般的には「プライバシー」の保護を図るものとして、個人に関する情報の公開を制限することをその趣旨としており、具体には、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報を非公開情報としている。

これを本件請求に係る対象文書についてみるに、当該文書中の審査請求人 及び補佐人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される ため、条例第6条第1号に該当し、非公開としたものである。

また、当該文書中の審査請求人及び補佐人の発言内容に係る記載については、当該個人のこれまでの経歴等に基づく率直な意見が記載されており、これらは当該個人の人格と密接に結びつくもので、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人が識別され得るものであるとともに、公開した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当し、非公開としたものである。

イ 審議等に関する情報を非公開情報とする条例第6条第3号は、公開することにより、外部からの干渉、圧力等を受けて率直な意見の交換が妨げられ、 意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報を非公開情報としている。

これを本件請求に係る対象文書についてみるに、当該文書中の審査会委員

の発言内容は、今後の審査会において、外部からの干渉等によって円滑な審議が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれを排除し、各委員の自由かつ率直な発言を確保するため、条例第6条第3号に該当し、非公開としたものである。

また、当該文書中の実施機関職員の発言内容は、非公開の理由で示したとおり、審査会の調査権限に基づく質疑に対する応答であることから、その内容から審査会委員の発言内容が類推され得るものとして、同じく条例第6条第3号に該当し、非公開としたものである。

(2) 審査請求の理由への反論

本件審査請求人は、「2019年8月26日付け答申第85号が公表されている。何人にも答申結果に至る審議経過を知る権利があり、処分庁には説明責務がある。」と主張するが、答申結果に至る審議経過を非公開とした理由は、ア及びイに記載のとおりである。なお、答申には、公表を前提として、当該事案の審査請求人の主張を要約したものが記載されているのであって、本件請求に係る文書は、当該事案の審査請求人が口頭意見陳述の場で発した意見が全文筆記の形で記録されており、その性質を異にするものであることを申し添える。

また、理由付記について、本件審査請求人は「具体的にどの部分が条例第6条第1号又は第3号に該当するかを知ることが困難なものといわざるを得ず、理由付記として違法不当である」と主張するが、公開した文書において、審査請求人及び補佐人の氏名が記載された箇所並びに各発言の発言者は一見して理解できる形で公開を行っている。このことから、非公開の部分とその理由は2019年(令和元年)9月11日付けの行政文書公開一部承諾決定通知書の「公開することができない部分の内容及びその理由」の記載自体から十分理解され得るものである。

よって、審査請求人の主張については、理由がなく、認容できるものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「2019年7月22日 藤沢市情報公開審査会諮問85号口 頭意見陳述記録」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、次の理由により本件処分を行った。

- ア 審査請求人及び補佐人の氏名については、特定の個人が識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。
- イ 審査請求人及び補佐人の発言内容については、本人の人格と密接に結び付くもので、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人が識別され得るものであるとともに、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当するため。
- ウ 審査会委員の発言内容については、今後の審査会において、外部からの干 渉等によって円滑な審議が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれ があることから、条例第6条第3号に該当するため。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の要旨は、「審査請求人及び補佐人の氏名を除く全部分の開示を求める」というものである。

(4) 条例第6条第3号の該当性について

実施機関は、審査会委員及び実施機関職員の発言内容について、今後の審査会において、外部からの干渉等によって円滑な審議が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当するため非公開とする。しかしながら、本件において、審査会委員及び実施機関職員の発言は、いずれも、非公開とはいえ、審査請求人及び補佐人同席の場でなされており、外部からの圧力や干渉等を懸念すべき特段の事情は認められないことから、条例第6条第3号該当性は認められない。

(5) 条例第6条第1号の該当性について

本件対象文書における審査請求人及び補佐人の発言は、同人らの立場や活動を述べた部分については他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報にあたる。その余の部分も、同人らの立場や活動を前提としてそこから抱いた問題意識等に基づく発言であり、個人の人格と密接に結びつく情報であるから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、審査会委員の質問、実施機関職員の発言は、審査請求人や補佐人の 発言内容に直接対応する部分については、これを公開することにより、同様 に、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。これに対して、審査請求人や補佐人の発言内容に直接対応しない、議事進行に係る発言等は、 条例第6条第1号該当性も認められないから、公開すべきである。

(6) 公開されるべき部分について

本件対象文書に記載された審査会委員の発言内容のうち、少なくとも、その議事進行に係る発言内容等の当該審査請求人個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない部分については、何ら非公開とする理由がない。

このことから、実施機関は、条例第6条第3号に該当するとして非公開とした審査会委員及び実施機関職員の発言内容について、非公開とする理由を条例第6条第1号に該当するためとした上で、別表に掲げる部分は公開すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以上

別 表 (本件対象文書の公開部分)

なお、行は、記載のある行を上から数えたものである。

また、文字数は、当該行の左から数えたもので、句読点及び記号も一文字として 数えたものである。

頁	行等
1頁	1行目行頭から7行目6文字目まで
	7行目10文字目から8行目4文字目まで
	8行目9文字目から30行目行末まで
2 頁	1行目行頭から5行目32文字目まで
	12行目行頭13行目行末まで
	14行目12文字目から15行目5文字目まで
	16行目行頭から20文字目まで
	16行目31文字目から17行目行末まで
	18行目行頭から5文字目まで
	20行目行頭から4文字目まで
	23行目行頭から5文字目まで
	24行目行頭から27行目5文字目まで
	37行目行頭から行末まで
3 頁	1行目行頭から行末まで
	37行目行頭から行末まで
4 頁	1行目行頭から行末まで
	5行目行頭から6行目5文字目まで
	12行目行頭14行目3文字目まで
	33行目行頭から35行目行末まで
	37行目行頭から行末まで
5 頁	1行目行頭から行末まで
	3行目行頭から5文字目まで
	4行目行頭から4文字目まで
	6行目行頭5文字目まで
	7行目行頭から4文字目まで
	9行目2文字目から11行目27文字目まで
	21行目行頭から22行目5文字目まで

5 頁	23行目行頭から4文字目まで
	23行目12文字目から26行目5文字目まで
	37行目行頭から行末まで
6 頁	1行目行頭から行末まで
	3行目行頭から4行目28文字目まで
	9行目行頭から10行目5文字目まで
	14行目行頭から4文字目まで
	15行目行頭から5文字目まで
	17行目行頭から20行目21文字目まで
	24行目行頭から25行目5文字目まで
	30行目行頭から19文字目まで
	30行目30文字目から32行目18文字目まで
	37行目行頭から行末まで
7 頁	1行目行頭から行末まで
	9行目行頭から10行目5文字目まで
	26行目行頭から26文字目まで
	27行目10文字目から29行目5文字目まで
	30行目行頭から31行目5文字目まで
	37行目行頭から行末まで
8頁	1行目行頭から行末まで
	6行目行頭から8行目5文字目まで
	9行目行頭から13行目5文字目まで
	14行目行頭から3文字目まで
	15行目行頭から16行目3文字目まで
	26行目行頭から5文字目まで
	27行目行頭から28行目5文字目まで
	36行目行頭から3文字目まで
	37行目行頭から行末まで
9頁	1行目行頭から2行目5文字目まで
	10行目行頭から12行目12文字目まで
	20行目行頭から21行目21文字目まで
	32行目行頭から4文字目まで
	34行目行頭から7文字目まで

9頁	36行目行頭から4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
10頁	1行目行頭から行末まで
	3行目行頭から5文字目まで
	5行目行頭から4文字目まで
	8行目行頭から5文字目まで
	20行目行頭から3文字目まで
	31行目行頭から4文字目まで
	34行目行頭から28文字目まで
	37行目行頭から行末まで
11頁	1行目行頭から行末まで
	8行目行頭から4文字目まで
	8行目32文字目から9行目11文字目まで
	9行目38文字目から11行目11文字目まで
	12行目行頭から4文字目まで
	14行目行頭から11文字目まで
	15行目行頭から16行目11文字目まで
	17行目行頭から5文字目まで
	30行目行頭から4文字目まで
	35行目行頭から5文字目まで
	36行目行頭から4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
12頁	1行目行頭から行末まで
	3行目行頭から24文字目まで
	6行目行頭から4文字目まで
	8行目行頭から11文字目まで
	9行目行頭から4文字目まで
	11行目行頭から11文字目まで
	12行目行頭から4文字目まで
	15行目行頭から5文字目まで
	18行目行頭から4文字目まで
	22行目行頭から5文字目まで
	23行目行頭から4文字目まで

12頁	24行目行頭から5文字目まで
	26行目行頭から4文字目まで
	28行目行頭から5文字目まで
	29行目行頭から4文字目まで
	30行目行頭から5文字目まで
	31行目行頭から4文字目まで
	32行目行頭から5文字目まで
	37行目行頭から行末まで
13頁	1 行目行頭から行末まで
	3行目行頭から5行目5文字目まで
	6行目行頭から9行目5文字目まで
	10行目行頭から4文字目まで
	11行目18文字目から15行目5文字目まで
	16行目行頭から21文字目まで
	18行目行頭から5文字目まで
	19行目行頭から4文字目まで
	20行目行頭から5文字目まで
	22行目行頭から4文字目まで
	24行目行頭から5文字目まで
	25行目行頭から4文字目まで
	26行目行頭から11文字目まで
	27行目行頭から4文字目まで
	29行目行頭から11文字目まで
	30行目行頭から4文字目まで
	31行目行頭から5文字目まで
	32行目行頭から33行目4文字目まで
	35行目行頭から5文字目まで
	36行目行頭から4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
14頁	1行目行頭から行末まで
	3行目行頭から5文字目まで
	4行目行頭から11文字目まで
	6 行目行頭から 4 文字目まで

14頁	6行目19文字目から7行目5文字目まで
	10行目行頭から17文字目まで
	10行目29文字目から12行目4文字目まで
	13行目行頭から14行目4文字目まで
	17行目行頭から3文字目まで
	18行目行頭から4文字目まで
	20行目行頭から3文字目まで
	24行目行頭から4文字目まで
	25行目行頭から3文字目まで
	26行目行頭から4文字目まで
	27行目行頭から3文字目まで
	28行目行頭から5文字目まで
	29行目行頭から4文字目まで
	30行目21文字目から31行目3文字目まで
	32行目行頭から4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
15頁	1行目行頭から行末まで
	5行目行頭から6行目行末まで
	35行目行頭から4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
16頁	1行目行頭から行末まで
	4行目行頭から7文字目まで
	6行目行頭から4文字目まで
	8行目行頭から7文字目まで
	9行目行頭から4文字目まで
	11行目行頭から7文字目まで
	13行目行頭から5文字目まで
	14行目行頭から15行目5文字目まで
	29行目行頭から31行目7文字目まで
	37行目行頭から行末まで
17頁	1行目行頭から行末まで
	4行目行頭から5行目10文字目まで
	7行目行頭から7文字目まで

17頁	9行目行頭から4文字目まで
	10行目行頭から7文字目まで
	11行目行頭から4文字目まで
	17行目行頭から11文字目まで
	22行目行頭から4文字目まで
	27行目行頭から5文字目まで
	29行目行頭から4文字目まで
	36行目行頭から24文字目まで
	37行目行頭から行末まで
18頁	1行目行頭から行末まで
	5行目行頭から4文字目まで
	8行目行頭から5文字目まで
	9行目行頭から4文字目まで
	12行目行頭から11文字目まで
	13行目行頭から4文字目まで
	14行目行頭から15行目4文字目まで
	18行目行頭から5文字目まで
	20行目行頭から4文字目まで
	22行目行頭から5文字目まで
	24行目行頭から4文字目まで
	26行目行頭から5文字目まで
	31行目行頭から4文字目まで
	32行目行頭から5文字目まで
	33行目行頭から34行目4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
19頁	1行目行頭から2行目5文字目まで
	5行目行頭から4文字目まで
	7行目行頭から5文字目まで
	8行目行頭から4文字目まで
	13行目行頭から5文字目まで
	14行目行頭から4文字目まで
	14行目12文字目から15行目4文字目まで
	16行目行頭から5文字目まで

2	
19頁	17行目行頭から4文字目まで
	20行目行頭から5文字目まで
	25行目行頭から4文字目まで
	27行目行頭から5文字目まで
	28行目行頭から4文字目まで
	31行目行頭から5文字目まで
	36行目行頭から3文字目まで
	37行目行頭から行末まで
20頁	1行目行頭から行末まで
	5行目行頭から5文字目まで
	6 行目行頭から 3 文字目まで
	11行目行頭から4文字目まで
	13行目行頭から3文字目まで
	14行目行頭から4文字目まで
	18行目行頭から5文字目まで
	19行目行頭から4文字目まで
	24行目行頭から3文字目まで
	26行目行頭から4文字目まで
	28行目行頭から3文字目まで
	29行目行頭から5文字目まで
	32行目行頭から4文字目まで
	33行目行頭から5文字目まで
	34行目行頭から3文字目まで
	37行目行頭から行末まで
21頁	1行目行頭から2行目4文字目まで
	3行目行頭から3文字目まで
	5行目行頭から5文字目まで
	6行目行頭から4文字目まで
	7行目行頭から5文字目まで
	8行目行頭から4文字目まで
	11行目行頭から31文字目まで
	14行目行頭から4文字目まで
	15行目行頭から11文字目まで

21頁	18行目行頭から5文字目まで
	25行目行頭から4文字目まで
	26行目行頭から11文字目まで
	27行目行頭から5文字目まで
	28行目行頭から4文字目まで
	29行目行頭から3文字目まで
	36行目行頭から4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
22頁	1行目行頭から行末まで
	4行目行頭から21文字目まで
	16行目行頭から4文字目まで
	18行目行頭から5文字目まで
	19行目行頭から4文字目まで
	25行目行頭から28文字目まで
	32行目行頭から4文字目まで
	36行目行頭から5文字目まで
	37行目行頭から行末まで
23頁	1行目行頭から行末まで
	11行目行頭から4文字目まで
	14行目行頭から5文字目まで
	17行目行頭から3文字目まで
	34行目行頭から4文字目まで
	37行目行頭から行末まで
24頁	1行目行頭から行末まで
	5行目行頭から26文字目まで
	24行目行頭から4文字目まで
	26行目行頭から9文字目まで
	27行目行頭から4文字目まで
	30行目行頭から9文字目まで
	32行目行頭から4文字目まで
	35行目行頭から9文字目まで
	37行目行頭から行末まで
25頁	1行目行頭から2行目4文字目まで

25頁	3行目行頭から9文字目まで
	9行目行頭から4文字目まで
	11行目行頭から9文字目まで
	13行目行頭から7文字目まで
	14行目行頭から4文字目まで
	16行目行頭から9文字目まで
	18行目行頭から4文字目まで
	19行目行頭から9文字目まで
	20行目行頭から4文字目まで
	22行目行頭から9文字目まで
	25行目行頭から4文字目まで
	26行目行頭から11文字目まで
	27行目行頭から5文字目まで
	28行目行頭から4文字目まで
	29行目行頭から11文字目まで
	30行目行頭から34行目行末まで

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等		
2019. 9. 2	行政文書公開請求受付		
9. 11	行政文書公開一部承諾決定処分		
9. 17	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理		
9. 24	実施機関から審査会へ諮問書の提出		
10. 10	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出		
10. 16	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付		
10. 18	審査請求人から審査会へ意見書及び質問事項の提出		
11. 25	審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議		
12. 16	答申		

第17期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期:2018年2月1日~2020年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安冨 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法学部客員教授
〇 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者